

## はじめに

本市では、この度「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」を策定いたしました。平成25年3月に「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定し、「男女一人ひとりに男女共同参画意識が浸透し、お互いが多様な価値観や考え方を理解し、認め合い、性別にかかわりなく自分らしく生きることのできる社会の実現を目指してこれまでの5年間、様々な取組を行ってまいりました。



現在日本は、少子高齢化の進展に伴い、総人口、労働力人口がともに減少しています。こうした状況の中、国は、持続的成長と活力ある社会を維持していくために、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

また近年、九州では熊本地震、九州北部豪雨等の大規模な災害が発生し、その経験から、災害時における女性ならではの課題も明らかになっています。

このような状況を踏まえ、これまで推進してきた現計画の見直しを行い、更なる男女共同参画の推進を図るため、今回後期計画を策定いたしました。今回の計画では、「鳥栖市DV被害者支援基本計画」及び「鳥栖市女性活躍推進計画」を盛り込み、一体的に取り組むこととしております。

今後、この計画に基づき、市民、事業者、関係機関・団体の皆様とともに、男女共同参画社会の更なる推進を目指してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力くださいました鳥栖市男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等でご協力いただきました多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

鳥栖市長 橋本 康志